

事務連絡
令和6年2月8日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管部課 御中
附属学校を置く各国公立大学法人担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「20歳未満の者の飲酒防止啓発ポスター」掲示等について

標記について、国税庁課税部酒税課長から別紙1のとおり依頼がありました。については、標記ポスターが各国税局等から貴課へ直接送付されますので、貴職及び学校の意向や実情を踏まえ、学校に負担のかからない配布方法等について御検討いただき、必要に応じて御活用くださいますようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する学校に対して周知されるようお願いいたします。

なお、ポスターの内容や部数等に関することは、各都道府県を所轄する国税局（別紙2参照）までお問い合わせください。

（本件担当）
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課がん教育推進係
TEL：03-6734-2931（直通）

課 酒 6 - 7
令和 6 年 1 月 29 日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

国税庁課税部酒税課長

「20 歳未満の者の飲酒防止啓発ポスター」の掲示等について（依頼）

平素より酒類行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会では、毎年 4 月を「20 歳未満飲酒防止強調月間」と定め、関係省庁は全国的な広報・啓発活動を行い、国民の 20 歳未満の者の飲酒防止に関する意識の向上等を図ることとしており、本年も「20 歳未満の者の飲酒防止啓発ポスター」（別添）により、全国的な広報・啓発活動を行いたいと考えております。

当該ポスターは、都道府県、市区町村、警察署、中学校、高等学校、保健所等の公共施設における掲示を別途お願いしているところであり、各国税局等から各都道府県の貴省関係部局に所要の部数を送付等することとしております。

つきましては、貴省におかれましても、ポスターを掲示していただくとともに、各都道府県の貴省関係部局に対してポスターの掲示を御指導いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、当該ポスターは、20 歳未満の者自身をはじめ、国民の 20 歳未満の者の飲酒防止に関する知識の啓発を図る観点から作成し、配付するものですので、「20 歳未満飲酒防止強調月間」終了後も引き続き掲示していただきますよう併せてお願いいたします。



今はお酒は飲まない!
夢のためにも

20歳未満の飲酒は禁止!

20歳未満の者の飲酒は、脳の発達などの身体の発達に悪影響を及ぼし、健全な成長を妨げるのみならず、アルコール依存症になりやすいおそれがあります。

4月は20歳未満飲酒防止強調月間です。

20歳未満の者の飲酒は法律で禁じられています。

2022年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、飲酒可能な年齢は20歳以上そのまま維持されています。

20歳未満の者の飲酒を防止するため、酒類小売店では年齢確認を実施しています。



国税庁、厚生労働省、こども家庭庁、警察庁、文部科学省、公益社団法人アルコール健康医学協会、全国小売酒販組合中央会、日本チェーンストア協会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本ボランティアチェーン協会、一般社団法人全国スーパーマーケット協会

リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

国税局及び酒類指導官設置署等一覧表(令和4年7月10日現在)

【国税局・国税事務所及び酒類業調整官派遣先税務署】

局・所名	郵便番号	所在地	電話番号	酒類業調整官 派遣先税務署
札幌国税局	060-0042	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎	011-231-5011	札幌北、旭川中
仙台国税局	980-8430	仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟	022-263-1111	青森、盛岡、仙台北、 秋田南、山形、福島
関東信越国税局	330-9719	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-3111	水戸、宇都宮、前橋、 熊谷、浦和、新潟、 長野
東京国税局	104-8449	中央区築地5丁目3番1号	03-3542-2111	千葉東、神田、豊島、 横浜中、甲府
金沢国税局	920-8586	金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎	076-231-2131	富山、金沢、福井
名古屋国税局	460-8520	名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎	052-951-3511	岐阜北、静岡、 名古屋中、津
大阪国税局	540-8541	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	06-6941-5331	大津、伏見、南、 西宮、奈良、和歌山
広島国税局	730-8521	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館	082-221-9211	鳥取、松江、岡山東、 広島東、山口
高松国税局	760-0018	高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	087-831-3111	徳島、高松、松山、 高知
福岡国税局	812-8547	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-411-0031	博多、佐賀、長崎
熊本国税局	860-8603	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟	096-354-6171	大分、宮崎、鹿児島
沖縄国税事務所	900-8554	那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3601	—

公共施設等の掲示用ポスターの配付先等一覧表

局	配付先等		国税局 掲示用	税務署 掲示用	小売酒 販組合 (連合会 を含む)	販売管理 研修実施 団体(小 売酒販組 合以外)	公立中学校・義 務教育学校・高 等学校・中等教 育学校・特別支 援学校	私立中学校・高 等学校・中等教 育学校・特別支 援学校	国立中学校・義 務教育学校・高 等学校・中等教 育学校・特別支 援学校	警察署	保健所 (支所含む)	都道府県	市区町村 等公共施 設用	合 計 (百単位未満切り上げ)
	(配付窓口) 都道府県・指 定都市教育委 員会学校保健 主管課	(配付窓口) 都道府県私立 学校主管部課					(配付窓口) 附属学校を備 く各公立大 学法人担当課	(配付窓口) 都道府県警察 本部少年主管 課	(配付窓口) 都道府県 衛生主管部	(配付窓口) 都道府県青少 年対策主管課				
札幌	北海道		5	90	93		2,586	201	15	207	132	10	555	3,900
仙台	青森						636	69	6	54	24	10		
	岩手						681	51	6	51	30	10		
	宮城						897	87	6	78	45	10		
	秋田						498	18	6	45	27	10		
	山形						480	42	6	45	15	10		
	福島						942	78	6	69	27	10		
	計		5	156	147		4,134	345	36	342	168	60	681	6,100
関東信越	茨城						1044	117	6	84	36	10		
	栃木						693	69	6	60	30	10		
	群馬						741	63	6	51	36	10		
	埼玉						1839	240	9	120	51	10		
	新潟						1059	60	12	90	39	10		
	長野						864	84	9	69	39	10		
	計		5	189	192	3	6,240	633	48	474	231	60	822	8,900
東京	千葉						1614	243	9	120	51	10		
	東京						2610	1,284	54	309	42	10		
	神奈川						1833	438	12	165	117	10		
	山梨						375	57	6	39	15	10		
	計		5	252	54		6,432	2,022	81	633	225	40	459	10,300
金沢	富山						390	33	6	45	27	10		
	石川						432	45	9	39	27	10		
	福井						336	33	6	36	21	10		
	計		5	45	54		1,158	111	21	120	75	30	153	1,800
名古屋	岐阜						798	75	3	69	36	10		
	静岡						1,176	216	12	87	39	10		
	愛知						1,857	228	18	138	96	10		
	三重						699	72	6	57	27	10		
	計		5	144	117		4,530	591	39	351	198	40	480	6,500
大阪	滋賀						480	51	6	39	21	10		
	京都						774	198	12	78	66	10		
	大阪						1,998	471	15	201	54	10		
	兵庫						1,620	285	9	141	51	10		
	奈良						447	81	6	39	12	10		
	和歌山						501	48	6	39	27	10		
	計		5	249	192		5,820	1,134	54	537	231	60	594	8,900
広島	鳥取						273	33	6	30	9	10		
	島根						429	39	3	39	21	10		
	岡山						699	102	6	69	33	10		
	広島						1,035	192	18	81	30	10		
	山口						657	84	9	51	27	10		
	計		5	150	81		3,093	450	42	270	120	50	321	4,600
高松	徳島						393	15	6	33	18	10		
	香川						321	45	9	39	15	10		
	愛媛						579	48	9	51	21	10		
	高知						498	54	6	39	18	10		
	計		5	78	66		1,791	162	30	162	72	40	285	2,700
福岡	福岡						1,425	261	9	111	54	10		
	佐賀						405	45	6	33	15	10		
	長崎						729	114	6	69	30	10		
	計		5	93	54		2,559	420	21	213	99	30	303	3,800
熊本	熊本						717	87	6	72	33	10		
	大分						543	54	6	48	30	10		
	宮崎						528	72	3	42	27	10		
	鹿児島						909	93	6	84	42	10		
	計		5	108	102		2,697	306	21	246	132	40	396	4,100
沖縄	沖縄		5	18	3		672	33	3	45	18	10	123	1,000
総計			60	1,572	1,155	3	41,712	6,408	411	3,600	1,701	470	5,172	62,600

※ 総計の合計欄は、各国税局（沖縄国税事務所を含む。）の合計（百単位未満切り上げ）を集計した数値を示す。

- (注) 1 警察署の配付窓口は、都道府県警察本部によって少年課、生活安全企画課、生活安全少年課、人身安全対策課、人身安全対策少年課、人身安全少年課、少年人身安全対策課、人身安全少年保護対策課、少年育成課、少年対策課、少年女性安全課、少年女性対策課、少年女性安全対策課又は子供女性安全対策課が担当となる場合がある。
- 2 公立中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の配付窓口は、政令指定都市の場合、当該政令指定都市の教育委員会となる。
- 3 「市区町村等公共施設用」は、局署の実情に応じ、関係省庁の出先機関等（国公立中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校、警察署、保健所及び都道府県）以外の適宜の公共施設等に対して配布する。